

一般社団法人まるごと防災協議会防災用品推奨制度規定

1. まるごと防災協議会防災用品の推奨

レジリエントな社会を目指し、「まるごと防災体制」の理念（自助の強化と共助の補完をすることにより、公助との連携を目指す総合的な災害マネジメント体制を実現する）に合致し、その有効性が認められる防災用品については、まるごと防災協議会防災用品として推奨する。

2. 目的

防災活動をサステナブルなソーシャルビジネスへ進化させるために、本会とともに、推奨防災用品の普及を通して、日本の防災力向上に貢献する。

3. 条件

日本国内における法人でかつ下記の１）～３）の条件を満たすこと

１）当協会の推奨する下記の条件のいずれかに合致すること

- ①災害時に利用することで、被災後の生活の安全性と快適性の向上に貢献できる防災用品・サービスであること
- ②事前に準備することにより、自助の強化に貢献する防災用品・サービスであること
- ③平時に身近で利用しているものが、そのまま非常時に防災用品として活用できること

２）日本国内外の、製造・管理・衛生などに関する諸規則に適合していること

３）安全性及び有効性が認められるエビデンスを提示すること

4. 申請

事業者等が申請し、審査会による審査をする。

5. 申請の流れ

申請の流れは、次の通りとする。

- １）推奨希望者は、実施要領（規約）を確認の上、「まるごと防災協議会推奨防災用品申請書」に必要事項を記入・捺印し提出する。事務局の確認が取れた後に、指定金融機関に払い込む。
- ２）本会事務局は、申請内容を確認した後、推奨申請資料を審査会に諮る。
- ３）審査会は申請内容を審査する。

6. 評価基準

①品質の安全性②耐久性③有効性④革新性⑤利便性の５項目について、評価する。

7. 審査委員

審査委員は、理事の中から３名を互選し、互選された審査委員が審査委員長を有識者の中から指名する。

8. 審査会

7の審査委員で構成する。

毎年6月、12月の年2回開催する。

9. 合否判定

当協会の定める5つの評価基準に従って、審査会で審査する。

* 1項目あたり、満点を10ポイントとする。

* 10ポイント×5項目＝50ポイント/1審査委員とする。

* 審査委員全員の平均点が50ポイント中40ポイント以上を合格とする。

10. 認証取得後

1) 当協会ホームページに掲載

2) 当協会の主催する展示会へ出品

3) 当協会会員企業とのコラボレーション

11. 費用（消費税別）

1) 申請料 : 30,000 円/ブランド

2) 登録料 : 上代（500,000 円未満） (500,000 円以上)

 会員企業の場合 50,000 円/ブランド 100,000 円/ブランド

 非会員企業の場合 100,000 円/ブランド 200,000 円/ブランド

3) 登録更新料（2 年毎）

 会員企業の場合 20,000 円/ブランド 40,000 円/ブランド

 非会員企業の場合 50,000 円/ブランド 100,000 円/ブランド

* 合否に関わらず、申請料は返還できないものとする

策定) 2024 年 5 月 20 日 理事会決定（目黒顧問確認）

改定) 2025 年 2 月 27 日 理事会決定

確認) 2025 年 3 月 28 日 目黒顧問